

「神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業実施方針」 について（概要）

県立湘南海岸公園において「みどりを充実し、文化的で海洋型のレクリエーションが四季を通じて楽しめる環境と現代のニーズに対応した海洋文化の創造」を目指して実施している再整備の一環として、海洋総合文化ゾーンにおいて、レクリエーション、海洋環境の教育・啓発、生物の保全・育成、海洋生態系の調査・研究等の機能の充実を図ることにより「海洋文化や海洋環境の重要性を次世代に伝える水族館を中心とした海洋文化活動の拠点」を形成することを目的に、水族館・体験学習施設等をPFI方式により整備します。

今回、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）第5条に基づき、「神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業実施方針」（資料1）等を検討素案として公表し、民間のノウハウや知識を生かした事業内容とするため、民間からの質疑や意見等を募集します。

実施方針等の閲覧

期間：平成13年2月13日（火）から2月23日（金）まで
（土曜日、日曜日を除く）

時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

場所：神奈川県庁新庁舎10階 県土整備部県土整備経理課分室（指名担当）
（横浜市中区日本大通1）

現地説明会

日時：平成13年2月16日（金）午前10時から

場所：かながわ女性センター（藤沢市江の島1-11-1）

実施方針等に対する質問の受付

期間：平成13年2月22日（木）から2月23日（金）午後5時まで

実施方針等に対する意見の受付

期間：平成13年3月12日（月）から3月16日（金）午後5時まで

* 詳細は資料1（実施方針）P9、P27～29を参照してください。

1 施設の概要

（1）事業予定地

藤沢市片瀬海岸2丁目、3丁目

県立湘南海岸公園内

(2) 建設する建物の規模

水族館

建築面積 2,300㎡以下

建物の高さ 国道134号の路面高より10m以下

体験学習施設

建築面積 800㎡以下

建物の高さ 国道134号の路面高より10m以下

2 事業の範囲

事業者は、水族館及び体験学習施設を設計・建設して、体験学習施設の所有権を県に移転するとともに、(株)江ノ島水族館が所有するマリンランド・海の動物園を取得したうえで、平成46年3月まで一体的な維持管理・運営を行うものとします。

内容は「県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業要求水準書(案)」(資料2)を参照してください。

なお、海洋総合文化ゾーン内の園路及び植栽等の整備等は、本事業の対象外として、別途、県が行います。

3 事業の方式

(1) 体験学習施設

事業者が、建設後に所有権を県に移転したうえで、30年間にわたり維持管理・運営等の業務を行うBTO方式とし、県は、事業に要する費用を契約書の定めに従って事業者を支払うものとします。

体験学習施設に要する費用は、建設費(設計・建築工事・設備工事・展示品の作製及び設置・工事監理・その他経費)779百万円及び維持管理・運営費43百万円/年(人件費・光熱水費・展示更新費・修繕費・その他30年間の維持管理・運営に要する費用の年平均額)の範囲内で、事業者との契約により決定します。

(2) 体験学習施設以外の施設

施設の利用料金等の収入によってまかなう独立採算方式としますが、県は水族館建設に要する費用の一部を支援します。

県が支援を行う金額は、水族館の建築工事及び設備工事の15%以内で5億円を上限として、事業者との契約により決定します。

4 事業者選定方式

本事業者の募集及び選定にあたっては、独立採算で建設・運営を行う水族館を中核とした海洋総合文化ゾーンの整備に関する事業提案内容を主体に、体験学習施設のサービス価格や専門的な知識・ノウハウ（建設技術力、維持管理能力、運営能力、事業経営能力、資金調達能力等）を総合的に評価して選定するために、競争性及び透明性を確保したうえ、公募型プロポーザル方式を採用します。

5 事業スケジュール（予定）

ア）設計・建設期間	平成13年12月～平成16年7月
イ）維持管理・運営期間	平成16年7月～平成46年3月末(30年間)
ウ）体験学習施設の所有権移転期限	平成16年7月

6 事業者選定スケジュール（予定）

平成13年2月9日	実施方針の公表
平成13年県議会2月定例会	債務負担行為の提案
平成13年2月16日	現地説明会の開催
平成13年3月	特定事業の選定
平成13年4月	募集要項の公表
平成13年6月	参加表明書・資格確認申請書の受付
平成13年7月	提案書の受付
平成13年9月	優先交渉権者の選定
平成13年11月	仮契約（事業予定者の選定）
平成13年県議会12月定例会	PFI契約議案の提案
平成13年12月	事業者との本契約

（注）PFI方式（Private Finance Initiative）

公共施設等の整備・運営等に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式。